

## 羽衣国際大学 障がい学生支援委員会規程

平成30年3月16日 制定

平成30年4月 1日 施行

### (目的)

**第1条** 羽衣国際大学における障がい学生修学支援規程の第4条に定める事項を審議するため本委員会を設置する。

### (委員会の任務)

**第2条** 本委員会は、障がいのある学生の修学支援環境の整備に必要な下記事項を審議し、学長に報告するものとする。

- (1) 障がい学生支援のための基本方針の策定
- (2) 障がい学生（その疑いのある者を含む）の実態把握
- (3) 申し出のあった事案の事実確認と、支援のための個別対策会議の設置
- (4) その他障がい学生の受け入れと修学支援に必要と思われる事項

### (委員会の構成)

**第3条** 本委員会は学部長、学科長、教学委員長、事務局長、教務支援 GL、学生・学習支援 GL、保健室、入試センターGL 職員をもって構成する。

- 2 副学長を置く場合は、前項の構成員に加えるものとする。
- 3 委員長は、委員の中から学長が任命する。
- 4 委員会は、委員長が招集し議事を進行する。

### (個別の対策会議の構成)

**第4条** 委員会は申し出のあった事案について、個別の修学面での対応が必要と判断した場合は、下記の構成員による個別対策会議を設置し、委員会の方針に沿って支援に当たる。

- (1) 当該学科長、担当教員、教学センター職員、カウンセラー、保健室責任者、および学長が指名した教職員2名。
- (2) 対策会議には代表を置き、代表には保健室責任者を持って充てる。
- (3) 対策会議は、代表が召集し、議事を進行する。
- (4) 対策会議は、必要に応じて学内外の専門家に出席を求め意見を聞くことができる。
- (5) 対策会議は、個別案件についての修学支援内容を協議し推進する。
- (6) 個別支援策の内容と経過および結果については、適宜委員会に報告するものとする。

### (事務)

**第5条** 個別対策会議に関する事務は、教学センター学生・学習支援グループにおいて処理する。

### (補足)

**第6条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、対策会議において審

議し、委員会の議を経て学長が定める。

**附 則** この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。